

大々安藤重信方ニ設ケ策動中ナリ

(4) 事業三例

前記ノ如キ新聞代金横領ノ事實ヲ知ルト共ニ所轄警察署ニ
告訴シ罷業ニ名ニ補充シ平常道官業中ナリ

九、警察取締

新聞代金横領告訴ニヨリ所轄署ニ於テハ二月廿四日南健之助
高橋流三助ヲ三請者トシテ検挙取調中ナリ

右又申(通)報候也

別記(1) 勇刑表

- 一、給科控罪、日未取急ニニ文種ノコト
- 二、給科暴行高橋流三助ニシテ
- 三、佐引弁儀勿茶摘奪トシ
- 四、強劫強取強盗討及討
- 五、天下赤ニ任絶討及討
- 六、三任ノ控書方ノ合道ニシテ
- 七、若切絶討及討
- 八、兩具附官署トシ得備シテ
- 九、二月二回ノ合備トシ其ノ人
- 大月内増満ヲ逃メテ
- 十、枳強科ノ向格ニ取ト物官ニ即時取急ニニ文種ノコト
- 十一、切取控罪絶討及討
- 十二、折込科金合額トシ其ノ人
- 十三、追強科金合額トシ其ノ人
- 十四、追強科金合額トシ其ノ人